

法務省前ニュース No.89

死刑廃止国際条約の批准を求める **FORUM90**

〒107-0052 東京港区赤坂 2-14-13 港合同法律事務所気付 TEL. 03-3585-2331 FAX. 03-3585-2330

死刑の執行を急ぐな！

一連のオウム事件の被告への死刑判決が確定することなどから、死刑の執行を求める声があります。しかし、死刑の執行は、判決が出たからといって自動的に行われてよいわけではありません。死刑もまた取り返しのつかない生命を奪う「殺人」にちがいないのです。

刑事訴訟法 475 条の「訓示規定」をふりかざし、死刑判決が確定したら 6 ヶ月以内に執行するのが法務大臣の義務だ、といった論調がありますが、それに従うだけなら誰でも法務大臣になれます。所属政党を問わず、歴代の少なからぬ法務大臣が自動的な執行には躊躇してきました。それによって、免田栄さんら、戦後 4 名の冤罪死刑囚たちが生還することができたことを忘れてはなりません。

実際、韓国のように、死刑制度があっても 10 年以上も執行を控えている国も少なくありません。国連は総会決議で繰り返し死刑の執行停止を呼びかけています。

死刑の執行にあたっては、誤判の可能性、死刑囚の状態、司法の動向など、あらゆる角度からの慎重な検討が求められます。そのような責任を誰も果たせないとすれば、死刑という刑罰そのものにこそ矛盾があるのかもしれない。

日本でも、死刑制度への疑問が深まり、情報の公開や広範な場での議論の必要性が訴えられている中で、その議論の行方によっては近い将来、死刑が回避されるかもしれない人々への執行を控えることは、法務大臣ばかりでなく、市民一人一人に問われている選択肢ではないでしょうか。



死刑廃止を考える院内集会

12月2日(金) 12時～13時30分(予定) 衆議院第2議員会館 第5会議室

◆アンケート報告「死刑囚からあなたへ」／死刑囚の絵画展◆死刑に関する法務省との質疑 など

無実の人が処刑された!?

冤罪の可能性が高い飯塚事件の久間三千年さん

2008年10月28日、福岡拘置所で死刑を執行された久間三千年さんは、無実を訴えていました。彼の事件について、日弁連第47回人権擁護大会分科会報告書には以下のように記されています。

「1992年2月20日、福岡県飯塚市の小学校1年生の女兒2人が行方不明となり、翌日、福岡県甘木市野鳥の雑木林で遺体となって発見された。(中略)福岡県警は1994年9月、DNA鑑定の結果、遺体周辺の血痕と久間三千年のDNAが一致したなどとして、久間を死体遺棄容疑で逮捕した。久間は逮捕当時から一貫して無罪を主張しており、直接証拠は全くない。(中略)状況証拠の柱とされたのは、遺体周辺の血痕と久間のDNAが一致するという鑑定であるが、その鑑定手法については重大な欠陥が指摘されており、大きな疑問がある」

2010年に再審で無罪判決を得た足利事件の菅家利和さんのケースと何と似通っていることでしょうか。DNA鑑定をやり直せば、久間さんの冤罪も証明された可能性は高かったのです。

しかし、久間さんの死刑は執行されました。足利事件でDNAの再鑑定がなされるという報道があった十数日後のことでした。

以下に紹介するのは、執行の約2カ月前に久間さんからフォーラム90に届けられた訴えの抜粋です。久間さんの無念の思いが伝わってくるようです。

私が訴えたいこと

※事件について、さまざまな経過があって、警察が証拠を捏造して逮捕したあの時から14年の歳月が流れた。さまざまな経過とは……平成五年九月二九日の巡査長に対する傷害事件であり、このK巡査長(30)が平成六年三月に自殺したことを指す。あの時とは……警察が座席シートの裏側から血痕を発見したという平成六年四月を指す。ここで注目すべきは、平成四年九月二九日にルミノール検査をした筈の警察がシートの裏側に付着していたという血痕を、平成六年四月まで発見できなかったのも不思議なら、その部位のシート表面から、ルミノール反応が全く出ていないのは、全く説明不能という外はない。検察官ですら説明できないこの血痕について唯一可能な説明は、巡査長が自殺した報復から、無理な証拠化を図った警察の仕業である。

※真実の一つしかない。私は無実である。人々の目からみて明らかに冤罪とわかる本件の真実に対して、誤った地裁、高裁判決を最高裁は正すことなく棄却した。私はこの棄却を裁判所への落胆と大きな怒りをもって受け止める。棄却に対するこの怒りは決して衰えることはないし、真実は必ず再審にて、この暗闇を照らすであろうことを信じて疑わない。真実は無実であり、これはなんら揺らぐことはない。私は無実の罪で捕らわれてから、拘置所に十四年間収監されている。今年の一月初九日で70歳になった。本件は冤罪事件だけに、重大な人権侵害である。

本件は裁判所の有罪認定が誤っていることが、非常に分かりやすい事件である。裁判所の真実に向き合う姿勢の欠如は、決して許されることではない。この不当判決を私は絶対に認めることはできない。平成六年九月二三日に不当逮捕された私は、警察の拷問による「自白」の強要も、一貫して無実を訴えつづけたのは、裁判所は真実を分ってくれるという信頼をもっていただからである。しかし、繰り返される死刑判決によって、裁判所に対する信頼は音を立てて崩れ去った。

私にとっての十四年は、単純に十四年という数字ではない……社会から完全に隔離され孤独のなかで人間としての権利と無実という真実を奪われてきた時間である。これは大きな人権侵害である。

※この事件には、無実の証拠は沢山あるが、有罪の直接証拠は何もない。ここで大切なのは、有罪の直接証拠がないままに、ひとりの人間に「死」を宣告してはばからないこの国の司法に対して、私は「否」を貫き通します。

……【後略】

福岡拘置所 久間三千年
二〇〇八年八月五日記